

標準的な 運賃の届出を お願いします

■標準的運賃届出状況

支部／対象事業者／件数／提出率					※10/8時点
中 央	123 (75)	61.00%	釜 石	19 (17)	89.50%
花 巻	41 (33)	80.50%	宮 古	25 (19)	76.00%
北 上	29 (26)	89.70%	岩 泉	11 (8)	72.70%
水 沢	42 (24)	57.10%	久 慈	30 (30)	100.00%
一 関	59 (48)	81.40%	二 戸	25 (22)	88.00%
大船渡	33 (21)	63.60%	路 線	2 (80)	100.00%
合 計	439	325			74.00%

※()内は届出件数

トラック輸送の「標準的な運賃」 が定められました

すべてのトラック運送事業者が法令を遵守するとともに、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」を国土交通大臣が告示しました。(令和2年4月27日国土交通省告示第575号)

まずは、「標準的な運賃」の変更届け出書を提出し、取引先に対して申し入れや交渉が出来るよう準備をしましょう。

書類作成や届け出について不明な点は岩手県トラック協会 業務課までお問い合わせ下さい。



公益社団法人
岩手県トラック協会

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目9-1
TEL 019-637-2171 FAX 019-638-5010



詳しくは（公社）全日本トラック協会 HP を
ご覧ください。 <https://jta.or.jp/>

